



・11月は児童虐待防止推進月間です・

みんなで育児を支える社会に

☎ 伊奈庁舎こども課 ☎ 58・2111 (内線4206)

体罰などによらない子育てを
を広げよう

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が奪われる痛ましい事件も起こっています。この中には、保護者が「しつけ」と称して暴力・虐待を行い死亡に至るといった、重篤な結果に

つながるものもあります。

こうしたことを踏まえ、児童虐待防止法が改正され親権者などによる体罰の禁止が法律に明記され、2020年4月から施行されました。

虐待や体罰はあなたの身の周りでも、実際に起こっていることかもしれません。虐待や体罰を受けている子どもは、自分か

ら「助けて」とは言えません。

子育て中の方はもちろん、地域の方、教育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方など、多くの方が虐待や体罰について理解し、行動することが大切です。

辛いときは周りを頼ってください

「子育て中のお母さん、お父さんへ」

子育てを頑張るのはとても大変なことです。どのような親であつても、叩きたいと思つて子どもに体罰をしたり虐待をしている親はいないと思います。

子どもが思つた通りに行動してくれないことでイライラしたり、疲れたりやるせない気持ちになつたりするときはありませ

んか。

心がしんどい気持ちでいっぱいになってしまった時に、お話できる相手はいますか。

子育ては体力も気力も使つて、力が湧かなくなることもあるでしょう。家族や親族、知り合いにも話にくいこともあるかと思ひます。

身近な人に話すことができないう時は一人で抱え込まず、市こども課・こども家庭支援室などの相談機関を頼ってくださいね。子どもの育て方や家庭の悩みなどお電話での相談も受け付けています。

【地域の方へ】

「親が怒鳴っている」「子どもの泣き声がかきこえる」「子どもが外に出されている」など、家庭

の異変に一番気づくことができるのは近所の大人です。「もしかして虐待かも：」「子どもの様子がおかしいぞ：」など、少しでも心配になった時にはできるだけ早く相談機関に通告してください。

お気軽にご相談を

通告いただいた場合、その方の秘密は守られますので、ご安心ください。ご相談は匿名でも可能です。一人で悩まずに気軽にご相談ください。みなさんに安全にサポートしますので、勇気を出して相談してください。

※虐待を受けていると思われる子どもを発見した場合は、市区町村の児童虐待担当課や児童相談所に通告することが国民に義務付けられています。

相談機関

◎伊奈庁舎こども課 こども家庭支援室
☎ 58・2111 (内線4206・4207)
午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日・年末年始を除く。

◎土浦児童相談所
☎ 029・821・4595
午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日・年末年始を除く

◎いばらき虐待ホットライン
☎ 0293・22・0293
※24時間受付 (年中無休)

◎児童相談所全国共通ダイヤル
いちはやく
☎ 189
※24時間受付 (年中無休)

【緊急の場合】

子どもがひどく殴られたり、蹴られたりしているなど、危害が加えられている場合は、すぐに警察へ **110番** 通報してください。